

徳島県規則第四十六号

徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則（平成十六年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則

第一条中「徳島県危機管理環境関係手数料条例」を「徳島県危機管理関係手数料条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。